

第5回 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設用地検討委員会 会議録

<開催日時>

平成28年3月17日(木) 午後2時から午後4時まで

<開催場所>

東金市外三市町清掃組合2階小会議室

<出席者>

○新ごみ処理施設用地検討委員会

鈴木委員長、荒井副委員長、久保委員

○事務局

東金市外三市町清掃組合

日暮事務局長、小川総務課長、田中計画係長、関谷主査、森澤主事

<会議内容>

1. 開会

2. 議事

(1) 新ごみ処理施設建設候補地の第一次・第二次評価について

3. その他

4. 閉会

<議事概要>

評価にあたり現在のごみ処理施設の現状を理解して頂くために現施設の見学を行った。

2. 議事

(1) 新ごみ処理施設建設候補地の第一次・第二次評価について

・事務局より第一次・第二次評価結果が示され、委員による確認がされた。また、丹尾の評価対象範囲の確定、今後の委員会の予定について説明された。

【以下主な質疑・意見】

～事務局より第一次評価結果の説明～

<事務局> 丹尾の申請地は筆が大きいことから、評価対象地について確認を行った。

<委員> 丹尾については申請面積が変わるのか。

<事務局> 評価対象範囲を明確にただけで、申請面積としては変わらない。

<委員> 丹尾の評価対象範囲の境界部分はどんな場所なのか。

<事務局> 法面になっている。

<委員> 一次では解除可能・不可能という判断の下、可否を決定することだが、事務局としては、届出等の手続きを踏むことによって対応できるという判断で進むということか。

<事務局> 解除が如何なる場合でも不可能と判断されるものを除外するという方針になった。しかしながら、今回該当しているものについては、現時点で不可能であると言い切れないものである。

<委員> 埋蔵文化財の試掘とはどのぐらいかかるのか。

<委員> 調査や保存のための措置などの必要により変わるが、場合によっては

1～2年かかる。

一次評価では、如何なる対応を取った場合でも不可能と判断される項目などは無いため、全8候補地を可とした。

～事務局より二次評価の説明～

<委員> 面積要件で除外されることとなる地区があるが、有効敷地2.0haの考え方はどうなのか。

<事務局> 山林、谷などであっても、造成などを施し、2.0ha以上が確保できれば可とする。

<委員> 現有施設の建築投影面積などを勘案すると、今回の二次評価基準で有効敷地面積2.0ha以上を求める面積要件は適当である。2.0ha未満を除外することとなった結果については適正と言える。

<委員> 永田について、説明の中で、両総用水の地役権設定があることにふれていたが、物権に係る項目は最終評価で捉える問題ではないか。

<事務局> これにより、開発に制限が生じ、事実上用地が分断されてしまい、一体での有効敷地2.0haが確保できないという意味である。

<委員> 二次評価基準を考慮すると、要は2.0ha以上で、いびつでなく、平坦ということだが、平坦とは一部か、どれくらいなら良いのか。

<委員> 色々な条件を勘案していくなかで、山、谷などで整備を進めることになるのは十分に考えられる。2.0haを満たして、造成できるような場合であれば、条件としては最善ではないが、平坦にすることはできるという考え方で良いのではないか。

<委員> 道路状況について、幹線道路に接しているか、整備が可能かということだが、山田②は、不可ということではよいのか。

<事務局> 接する道路がなく、整備することは非常に困難である。

<委員> インフラ整備については、山田②以外可としているが妥当か。

<事務局> 付近に、水道、電気が来ているので、整備にあたり支障とはならない。

二次評価では、不適項目がある山田①②、永田、御門を不適とした。

3. その他

次年度の委員会の予定を事務局から説明した。

4. 閉会

会議資料

次第2 議 事 (1) 新ごみ処理施設建設候補地の第一次・第二次評価について

[一次評価結果](#)

[二次評価結果](#)